

特殊車両の取り締まり実施

7月15日(火)、戸沢村古口の車両検測所において今年度3回目となる特殊車両の通行取締を実施しました。

ルールを守って安全な通行をしていただくことをこれからも周知徹底していきます。前回までの様子は出張所通信5-5、6-7をご覧ください。

歩道橋やJRの線路(道路の上を通る線路)にぶつかるおそれがあるため、通行中止の措置をとりました。



▲高さ違反のため通行中止命令措置。

夜間通行の許可のため、付近で待機し、許可された時間になってから出発するように指導しました。



▲通行時間違反のため指導警告。

会社のみならず、みなさんでご覧になってください。ボランティア活動も募集しています。ご協力おねがいします。



事務係長



▲ポイ捨て防止運動への協力をお願いしました

道路や駐車場へのポイ捨てはひどい状況です

ポイ捨て防止にご協力をお願いします

国道13号、47号では、小学生・中学生・高校生が道路清掃活動を実施しています。

国道沿いに花を植えたい方は、葉っぱは取っていただき、お持ち帰りください。

ポイ捨てはしないでください。ポイ捨てをしている人を見たら、注意してください。ぜひご協力をお願いします!

プロのドライバーのみならず、みなさんでポイ捨て防止・異常の発見時の連絡などをお願いします。

国道13号 尾花沢山手トンネル北側出口(自動車専用)	0237-23-2241
一般国道(国道13号)北側出口(自動車専用)	0237-23-2241
一般国道(国道13号)南側出口(自動車専用)	0237-23-2241
国道47号 舟岡第一区画(自動車専用)	0237-23-2241
国道47号 舟岡第二区画(自動車専用)	0237-23-2241
国道47号 舟岡第三区画(自動車専用)	0237-23-2241
尾花沢駅前(自動車専用)	0237-23-2241
尾花沢駅前(自動車専用)	0237-23-2241

▲プロのドライバーのみならず、みなさんでポイ捨て防止・異常の発見時の連絡などをお願いします。

今回の取締の結果、4台中2台が違反でした
今年度の取締結果

- ① 5 / 13 7台中4台違反(出張所通信5-5)
- ② 6 / 4 2台中1台違反(出張所通信6-7)

特殊車両と取締

道路はみんなの財産なので、狭い道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さを超える車を通行させることは道路構造の保全と交通の危険防止の理由から、**原則として禁止**しています。

そのため、道路管理者がやむを得ないと認めたときに限って、**ルールを守る**ことで通行を許可することとしています。

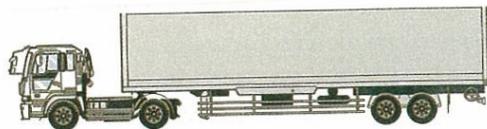
法律で定められた範囲を超えて荷物を積んでいる車輛は、カーブを曲がりきれなかったり荷物が落下したりするおそれがあり、**大事故**になりかねません。また、**過積載は道路の損傷**にもつながります。

ルールには重さ・高さ・長さ・幅などが細かく決められていて、しっかり守られているかを**チェック**するのが特殊車両の取締です。

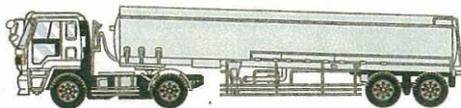
どんな車が特殊車両なの？

次の基準をどれか1つでも超えるものをいいます
幅2.5m 長さ12.0m 高さ3.8m 総重量20.0t

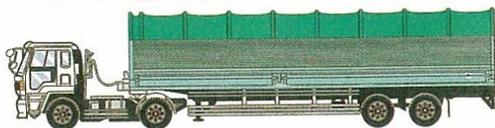
バン型セミトレーラ



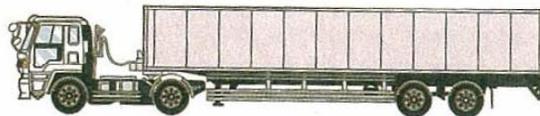
タンク型セミトレーラ



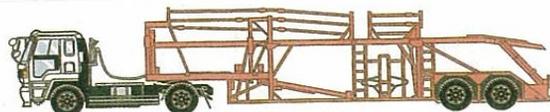
幌枠型セミトレーラ



コンテナ用セミトレーラ



自動車運搬用セミトレーラ



この他にも、フルトレーラ、あおり型セミトレーラ、スタンション型セミトレーラ、船底型セミトレーラ、海上コンテナ用セミトレーラ、重量物運搬用セミトレーラ、ポルトトレーラなどがあります。



管理係長

ルールを守って安全な通行をお願いします



管理係長

道路に関するご意見・質問、出張所通信の感想など
どんどんお寄せ下さい！

国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/>

〒999-4221

山形県尾花沢市尾花沢字田町143-1

TEL. 0237-23-2521

FAX. 0237-23-2523



7月の出張所通信

- 7-1. 国道47号事故危険箇所の手続き点検実施
- 7-2. 管内で区画線工事実施中。走行中のご協力をお願いします。
- 7-3. 花のかけはし除草・村山バラの会摘花
- 7-4. 花の植栽活動紹介～瀬見小学校・大堀小学校～
- 7-5. 地域をきれいに☆最上町一斉清掃